

仕様書（案）

1 件名

姉妹都市セーラム市との交流事業に伴う旅行業務委託

2 履行場所

大田区指定場所(文化芸術推進課ほか)

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

4 事業目的

姉妹都市アメリカ合衆国セーラム市からの学生訪問団の受入（以下、「受入」という。）及びセーラム市、ピーボディー・エセックス博物館親善訪問団の派遣（以下、「派遣」という。）を通じて、学生間及び区民・市民間の親善友好及び文化交流を図り、相互理解を深めるとともに、国際的視野を広げる。

5 委託内容

(1) 受入にかかる各種手配業務（〇月）

※ 見学時の交通手段手配、食事手配、パーティー手配、事業遂行に必要な物の調達など

(2) 派遣にかかる各種手配業務（〇月）

※ 同行職員の旅行手配、パーティー手配、通訳手配、事業遂行に必要な物品の調達、連絡通信事務など

6 支払方法

委託経費は上記5の業務ごとに概算払いにより2回に分けて〇月と〇月に支払い、業務終了後30日以内に精算すること。

精算に際し、支払明細書を添付すること。

7 秘密の保持

受託者は本契約に基づく業務で知り得た情報を委託者以外の第三者にもらしてはならない。このことは本契約終了後も同様である。

また、個人情報等の取り扱いについては、別紙付帯条項を遵守すること。

8 中止費用について

中止または疑義が生じた場合、受託者と区の協議の上、業務を決定するもの

とする。また、区の求めにより中止する場合の費用は、以下の表のとおりとする。

(1) 受入

区分	金額	備考
(1) 契約締結日以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって○日目に当たる日までに解除するとき 契約締結日～○月○日	支払対象旅行代金の○% 相当額 ¥○○○	
(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって○日目に当たる日以降○日目までに解除するとき ○月○日～○月○日	支払対象旅行代金の○% 相当額 ¥○○○	
(3) 旅行開始日の○日目に当たる日から○までに解除するとき ○月○日以降	支払対象旅行代金の○% 相当額 ¥○○○	
(4) 旅行開始後の中止の場合	支払対象旅行代金の○% ¥○○○	

(2) 派遣

区分	金額	備考
(1) 契約締結日以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって○日目に当たる日までに解除するとき 契約締結日～○月○日	支払対象旅行代金の○% 相当額 ¥○○○	
(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって○日目に当たる日以降○日目までに解除するとき ○月○日～○月○日	支払対象旅行代金の○% 相当額 ¥○○○	
(3) 旅行開始日の○日目に当たる日から○までに解除するとき ○月○日以降	支払対象旅行代金の○% 相当額 ¥○○○	

(4) 旅行開始後の中止の場合	支払対象旅行代金の○% ¥○○○	
-----------------	---------------------	--

9 その他

- (1) 業務終了後 30 日以内に、事業の結果報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、必要な保険に加入すること。
- (3) 受託者は、参加者の安全確保と良好な事業運営ができるよう、必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者は、旅行全日程中に故意又は過失によって参加者の生命又は身体を害したとき、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。
- (5) 前項の損害のうち本契約に基づく日本国内での自動車運行中における損害に対して、受託者の自動車損害賠償保障法に基づく保険契約に係る賠償限度額を超えて補償を要する場合、区は、受託者を通じて受託者が指定する保険会社に損害賠償の支払いを請求することができる。
- (6) 旅行全日程中に天候状況及びその他特別の事由により、中止または当初の路線、目的地の変更が必要となる場合は、区及び受託者双方協議の上、決定するものとする。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (8) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び詳細については、区と協議すること。